

# 第 1 章 計画策定にあたって





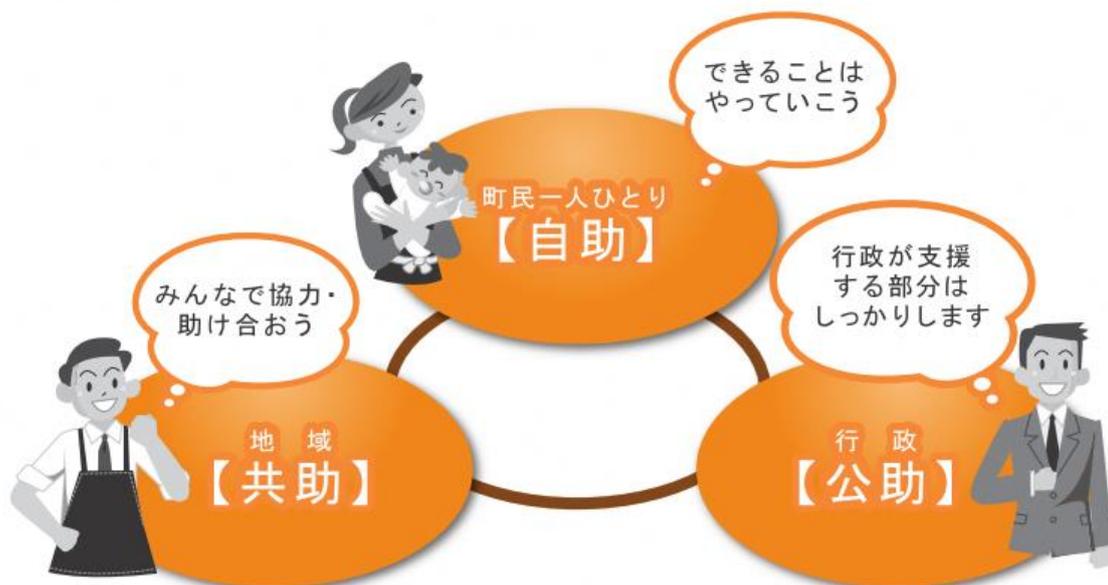
## (1) 「地域福祉」とは… (地域福祉の理念)

一般に「福祉」と言うと、「高齢者福祉」・「障害者福祉」・「児童福祉」など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思われます。そうした対象者ごとの法律・制度によって、必要な福祉サービスがそれぞれ提供されてきたこともその一因になっています。

しかしながら、従来のように「福祉」を、特定の人のためのものというように限定的に捉えるのではなく、高齢者、障害のある人などの要支援者への対応を重視しながらも、それにとどまらず「住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉え直す必要があります。「地域福祉」とは正に、従来のものとは一線を画した概念で、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や、その仕組みをつくっていくこと」を言います。

これからのまちづくりには、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められます。そのために、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（「自助」）・住民同士の相互扶助（「共助」）・公的な制度やサービス（「公助」）の役割分担と連携によって解決していこうとする取組が必要になっています。また、それには、それぞれ異なる個性を持った人々がその個性を尊重しながら、他の人や行政などに過度に依存しないで自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力し、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくるのが前提となります。

## □ 「地域福祉」のイメージ（役割分担と連携・協働）



## (2) 社会福祉を取り巻く現状について ～「地域福祉計画」の策定

少子高齢化や世帯規模の縮小等が進行する一方で、私たちが住む地域の中には、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人が増えています。また、価値観や生活様式の多様化等に伴って人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的なストレスや不安を感じたり、社会的に孤立したりする人が出てくるといった問題も生じています。

これらの、手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上のさまざまな課題について、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、住民や行政、民間の福祉サービス事業者などが力を合わせて自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくし、住民一人ひとりが自立した生活を送れることをめざすのが「地域福祉」、ということになります。

そのため、住民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要な施策や仕組みづくりを進めていくことが重要であると言えます。同時に、地域住民、NPO法人、ボランティア団体等の住民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携・協働して新しい地域社会を創出していくことも重要になります。また、こうした地域課題への対応は、もはや行政による福祉サービスだけでは十分にはできなくなりつつある、という現状も見受けられます。

こうしたことから、本町では、「地域福祉」に関する意識や地域課題等の調査結果を踏まえつつ、地域住民と行政が協働しながら、すべての住民が生涯を通していきいきと自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進め、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わっていくための指針となるべき計画として、平成25年3月に『境町地域福祉計画』（第1次）を策定しました。

## (3) 近年の動向と「第2次計画」の策定

平成27年4月から、「生活困窮者自立支援法」に基づき、従来のセーフティネットである「生活保護」に至る前の生活困窮者を支援していく制度が施行されました。

また、平成28年7月、国（厚生労働省）に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が目指されています。

さらに、平成29年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正され、同30年4月1日に施行することとされています。

こうした近年の動向を踏まえながら、平成 29 年度で計画期間が終了を迎える『境町地域福祉計画』（第 1 次）の進捗・達成状況や課題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、新たに『境町第 2 次地域福祉計画』を策定する運びになりました。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」です。同条に基づき、「地域福祉計画」として、下記の 5 つの事項を一体的に定めることを目標にしています。

※社会福祉法 第 107 条 (市町村地域福祉計画) 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

### (2) 計画策定の意義・目的

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」を目的として定めるものです。

地域福祉の推進のためには、地域社会で発生する課題を解決し、だれもが健康で生きがいを持って地域で安心して生活できるようにするため、公的サービスの充実だけでなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、社会の変化や福祉・医療政策の動向、町民ニーズの把握など、多様な福祉課題を整理しながら、『第 5 次境町総合計画』を基本とし、『境町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画』や『境町第 3 次障害者計画・境町第 5 期障害福祉計画・境町第 1 期障害児福祉計画』などとの整合を図り、施策や事業での連携が取れた計画として策定しています。

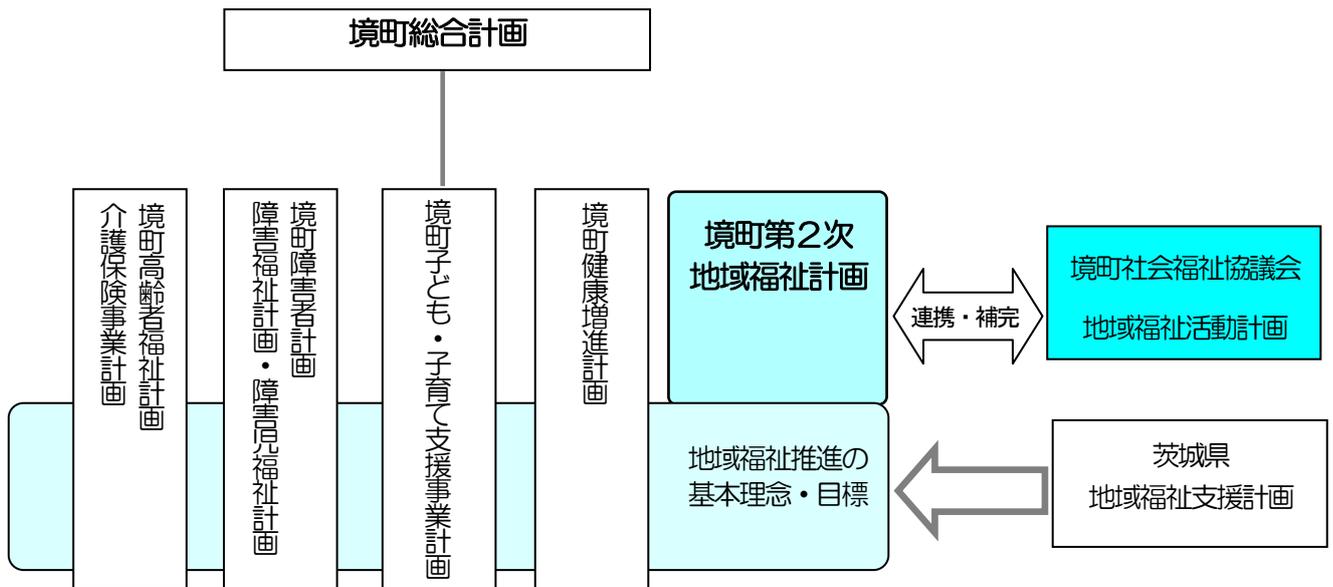
※社会福祉法 第 1 条 (目的) この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

同 第 4 条 (地域福祉の推進) 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (3) 他の福祉等分野の計画との関係

本計画は、『第5次境町総合計画』に示す「基本構想」に基づいて本町の「地域福祉」を推進するための共通の理念・基本目標を示すとともに、保健福祉各分野の個別計画などと整合を図りながら地域福祉を総合的に推進するための計画です。

#### □他の福祉等分野の計画との関係

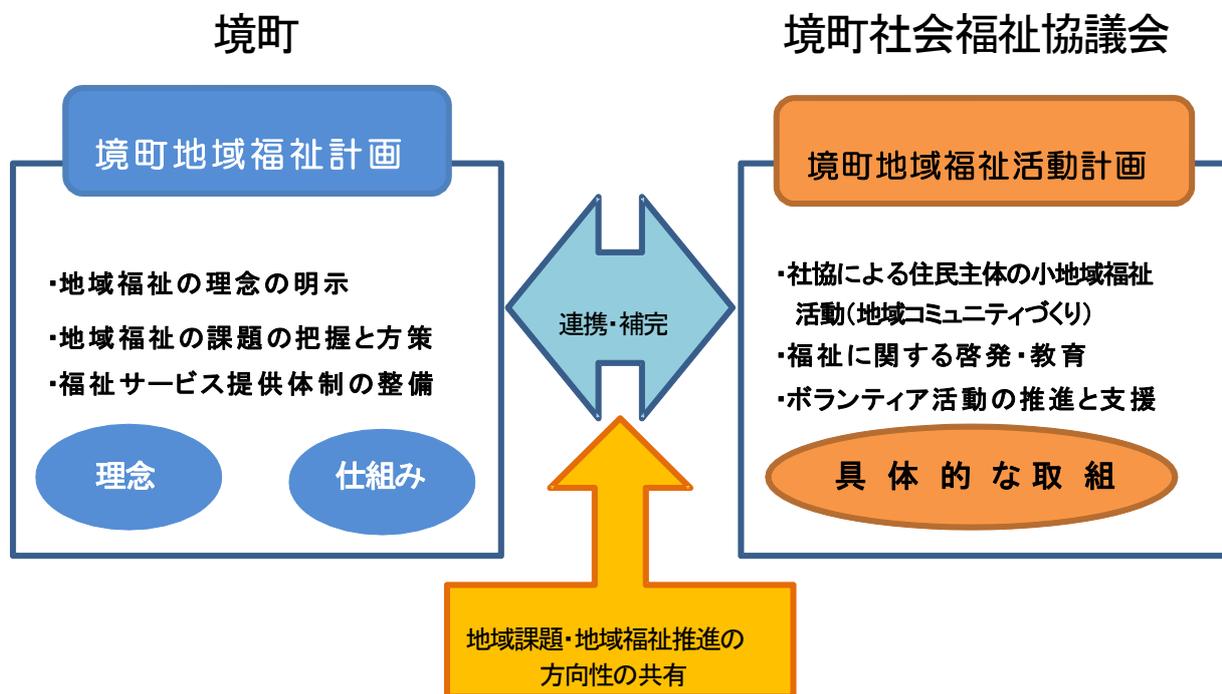


### (4) 本計画と「地域福祉活動計画」の関係

町の行政計画に位置づけられている「地域福祉計画」が、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供の体制を整備するとともに、地域の実情に応じた地域福祉活動を促進するなどの地域福祉施策を推進していく役割を果たし、公的なサービスと、それと住民等による福祉活動との連携による総合的なサービス提供の内容を扱うのに対して、地域福祉を推進する団体である町社会福祉協議会が住民等の福祉活動や地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地域福祉活動計画」があります。

これらの2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。

□ 『境町地域福祉計画』と『境町地域福祉活動計画』の関係



### 3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（新元号4年度）までの5年間とし、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 新元号2年度	2021年度 新元号3年度	2022年度 新元号4年度
改定作業	境町第2次地域福祉計画				

## 4 計画策定の体制

本計画は、「境町地域福祉計画策定委員会」での審議を中心に、町民を対象にしたアンケート調査、パブリックコメントを行うなど、町民参加の下に策定しました。

### (1) 計画策定委員会

計画内容等に関する事項を審議するため、学識経験者や関係各機関、団体の代表の13名で構成する「境町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

### (2) アンケート調査の実施

平成29年7～9月に、本計画の策定のための「アンケート調査」を実施しました。

調査名	調査対象者	調査方法	配付数	回収数（有効回収率）
「地域福祉計画」策定のためのアンケート調査	20歳以上の町民	郵送法	1,500	667（44.5%）

### (3) 「生活支援体制整備事業」学習会、社会福祉協議会ワークショップ結果の参照・活用

地域づくりを住民主体で進め、助け合い活動をともに創出・充実させる「生活支援体制整備事業」の「学習会」での検討や、「地域福祉活動計画」の改定に向けて平成29年11月に町社会福祉協議会が実施した「地域福祉町民ワークショップ（分野別）」の結果を把握・検討し、本計画の策定のためにも活用しました。

### (4) パブリックコメントの実施

計画に町民の意見を反映させるため、平成30年2～3月にパブリックコメントを実施しました。（意見提出…1名、意見数…計8件）

※「パブリックコメント」とは、行政が計画等を策定する際にその案を一般に公表して広くコメントを求める制度のこと。境町ホームページ、社会福祉課窓口において計画書の案を公表しました。